

パブリック・コメント実施結果

平成25年11月22日

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	古賀市文化芸術振興計画(仮)案 古賀市文化芸術振興アクションプラン(仮)案
(2)政策等の案公表日	平成25年7月19日
(3)パブリック・コメント 手続きの実施期間	平成25年7月19日から平成25年8月19日まで
(4)意見等の提出者数	1名
(5)提出意見等の件数	1件
(6)提出意見等を考慮した 結果及びその理由	下記のとおり
(7)その他の修正点	字句、誤記の訂正、わかりにくい表現等の適正化を適宜行いましたが、詳細については省略しています。

No.	パブリック・コメント内容(概要)	反映の有無	理 由
【第3章 古賀市文化芸術振興の方策】			
1	活動のなかなか広がらない理由として、大きな楽器を所有する資金と保管場所の問題がある。大楽器については市がホール備品として購入&所有して、必要に応じて有償貸与して頂く福津市のカメラホール方式を検討してほしい。公平性保つため有償貸与だったらいいのではないか。	ご提案として承りますが、修正はいたしません。	これらの設備の導入については、使用目的や頻度等を十分に考慮し、過大な費用負担とならないように機能性を重視して検討していきます。

本件に関するお問い合わせ先

古賀市生涯学習推進課 文化・スポーツ支援係（電話 092-942-1347）

(案)

古賀市文化芸術振興計画

いま おこす とき

～文化芸術のまちづくりの主役はあなたです～

古賀市

古賀市教育委員会

平成26年

はじめに

古賀市は、東に犬鳴山系の緑深き山々が連なり、西には玄界灘に面した白砂青松の海岸が広がっています。その山から花鶴川と中川のふたつの河川にはぐくまれた豊かな自然がいきづいています。この古賀の地において、旧石器時代から、人は生活をおこない、さまざまなものを生み出し、豊かな文化をつむいできました。その軌跡は、古賀市のいたるところで発見され多くの感動をよんでいます。

このような悠久の歴史を持つ古賀市では、平成13（2001）年から平成22（2010）年まで、第3次古賀市総合振興計画において、文化芸術の更なる振興をめざし、さまざまな文化芸術活動をおこなってきました。また、平成20（2008）年には、その方向性をさし示す古賀市文化芸術振興条例を定め、文化芸術における市民・団体・行政の果たすべき役割を明らかにし、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置し文化芸術の活性化を図りました。

そして、平成24（2012）年4月に「つながり にぎわう 快適安心都市こが」を都市イメージとして、第4次古賀市総合振興計画が始動しました。その計画の中で、文化芸術の振興のための古賀市文化芸術振興計画を策定することを明記し、文化芸術活動の充実と活性化を図り、文化芸術のまちづくりの推進をすることとしました。そして、古賀市文化芸術審議会を含む、文化芸術に熱い思いをもった方々とともに、本計画の策定にとりかかり、このたび完成の運びとなりました。

この計画は、市民・団体・行政が文化芸術の担い手として、進むべき方向性を共有し、自然と歴史・文化芸術の魅力を未来につなぎ、こころやすらぐまちの実現に向け、総体で文化芸術の推進を図っていく羅針盤としての役割を果たすものと考えております。この計画に広くご理解を求め、より多くの方々とともに、文化芸術の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見で指導をいただきました古賀市文化芸術審議会委員のみなさま、アンケート調査等にご協力いただきました市民のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成26（2014）年3月

古賀市長 竹下 司津男

もくじ

第1章 古賀市文化芸術振興計画策定にあたって	
1 文化芸術の意義	… 1
2 文化芸術をめぐる背景	… 1
(1) 国の動向	… 1-3
(2) 現状と課題	… 4
3 条例から計画へ	… 5
4 古賀市文化芸術振興の位置づけ	… 6
(1) 市の関係計画等の位置づけ	… 6
(2) 古賀市文化芸術振興条例	… 7
5 文化芸術振興条例及び第4次古賀市総合振興計画との関係図	… 8
第2章 古賀市文化芸術振興計画の考え方	
1 目的	… 9
2 テーマ	… 9
3 計画の性格と期間	… 9
(1) 計画の性格	… 9
(2) 計画の期間	… 9
4 古賀市文化芸術振興計画の全体図	… 10
第3章 古賀市文化芸術振興の方策	
1 古賀市の個性を起こす	… 11
(1) 宝を見つける	… 11
① 今ある宝を再認識	… 11
② 眠った宝を起こす	… 11
(2) 宝をいかす	… 12
(3) 宝を伝える	… 12
(4) 宝を守る	… 12
2 古賀市の新しい魅力を興す	… 13
(1) 人にやさしいまちづくり	… 13
(2) ざわめきづくり	… 13
3 誇りをおこす	… 14
(1) 文化芸術をとおして、誇りをおこす	… 14
(2) おこした誇りを次世代に引き継ぐ	… 14
4 環境づくり	… 14
(1) 文化芸術活動を支える環境づくり	… 14
第4章 古賀市文化芸術振興計画の推進について	
1 計画の推進	… 15
(1) 計画の啓発	… 15
(2) 推進状況の確認をする仕組みづくり	… 15
資料編	… 16-22

第1章 古賀市文化芸術振興計画策定にあたって

1 文化芸術の意義

文化芸術の定義については、多様な考え方があり一定枠にはまるものではありませんが、幅広く多くの人たちと取り組める豊かな分野ともいえます。

平成13(2001)年に施行された、文化芸術振興基本法の前文においては、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とあります。文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなりえるのです。

我が国では、平成23(2011)年3月11日に、東日本大震災がおき、多くの命が奪われ、各地域で現在もなお、復興に向け多大な努力をおこなっています。その現実の中で、さまざまな文化芸術活動が震災で傷ついた心を癒し、一人ひとりの生きる力を呼びおこしていることは、誰もが知ることと思います。

このように、文化芸術の振興を図る意義は深く、古賀市がめざす「つながりにぎわう 快適安心都市 こが」の実現において大きな役割を果たすと考えています。

2 文化芸術をめぐる背景

(1) 国の動向

近年、我が国において、文化芸術は、経済活動やまちづくりにつながったり、国際交流・理解を深めたりすることが認知されるようになりました。

例えば、日本の漫画やアニメ等のメディア芸術は、世界的に高く評価される中、コンテンツ産業という新たな産業の成長が見られ、デザインやファッション、食文化等とともに「クール・ジャパン」として、更なる海外展開の機運も高まっています。

このように、文化芸術は、国境を越えて多くの人々をひきつけ、社会のさまざまな面への波及効果をもつ「ソフトパワー」です。人々の心に喜びを与え、豊かに元気にするだけでなく、経済や社会の活性化につながる等、日本全体を元気にする原動力です。

国民意識においても、平成23(2011)年に内閣府がおこなった「国民生活に関する世論調査」において、国民の6割が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」としています。また、平成21(2009)年に、同府がおこなった「文化に関する世論調査」では、日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」とする回答が約9割になっています。

文化芸術に期待が高まる中、平成24(2012)年度文化庁関係予算は、過去最高の1074億円となりました。しかし、諸外国と比較すると、我が国の文化芸術予算水準は、決して高いとは言えません。

国は、国民の期待に応えるべく、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興を図っていくために、平成23(2011)年度から5年間を対象期間とする「第3次基本方針」において、文化芸術が日本を元気にする原動力となることをめざして、文化芸術振興の3つの基本的視点をもとに、文化芸術立国を実現するための6つの重点戦略を強力に進めることとしました。

3つの基本的視点

「成熟社会における成長の源泉」

- ・文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉えなおす
- ・成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共施策としての明確化
- ・文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

「文化芸術振興の波及力」

- ・教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- ・雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

「社会を挙げての文化芸術振興」

- ・国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携を図り、社会を挙げて文化芸術振興

文化芸術立国を実現するための6つの重点戦略

- (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援
 - ・文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
 - ・地域の核となる文化芸術拠点への支援充実 等

- (2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実
 - ・若手をはじめ芸術家の育成支援
 - ・文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成 等

- (3) 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
 - ・芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実 等

- (4) 文化芸術の次世代への確実な継承
 - ・計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
 - ・積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実 等

- (5) 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
 - ・有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興への活用
 - ・衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興 等

- (6) 文化発信・国際文化交流の充実
 - ・海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
 - ・文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実 等

(2)現状と課題

古賀市は、個性ある地域づくりを進める観点から、従来にも増して地域を重視した文化芸術振興の取組をおこなっています。

地域の文化資源や地域に根ざした文化芸術活動は、それ自体が固有の価値をもつだけでなく、地域への誇りや愛着を深め、「まちの個性と魅力」を創出する視点から、これまでの行政が施設整備や事業補助を実施し、市民はそれを利用するだけという行政完結型から、市民が主体となって文化芸術活動をおこない、その創意工夫を引き出す市民共働型に重点を移していく必要があります。

古賀市文化芸術振興計画策定にあたっては、文化芸術団体等へのアンケート・ヒアリングも踏まえて、次の通り古賀市の文化芸術における課題を整理しました。

古賀市における文化芸術の課題

環境づくりの必要性

- 活動者、鑑賞者ともにまだ層が薄く、掘り起こしが必要です。
- さまざまな文化芸術団体が活動しているものの、団体同士のつながりが薄い傾向にあります。
- 市民の多様なニーズに対応できる文化芸術活動の拠点がが必要です。
- 現在ある施設における、本来の使用目的に限定することのない新しく幅広い活用が必要です。

個性を起こす必要性

- 文化芸術資源はあるものの、知られていなかったり十分に活用されていなかったりする状況にあります。
- 文化芸術をいかした古賀市らしいまちづくりの仕組みが十分ではありません。

新しい魅力を興す必要性

- 福祉、教育、まちづくり、観光・産業振興等、多様な分野で文化芸術を活用する取組はまだこれからという状況です。
- 子どもの豊かな感性をはぐくむための幅広い文化芸術活動の機会が少なく、十分とはいえません。

3 条例から計画へ

平成20(2008)年に、市民の文化的感性を一層高め、希望に満ちた古賀市の未来をつくるため、すべての市民が文化芸術活動に参加し、その恩恵を享受することを願い、古賀市文化芸術振興条例を策定しました。また、文化芸術に関する重要施策の諮問に対して意見を述べる常設の機関として古賀市文化芸術審議会を設置しました。

条例に基づき、市民・団体・行政が文化芸術の担い手として、ともに文化芸術の振興を推進するために古賀市文化芸術振興計画を作成することとなりました。

それに伴い、平成23(2011)年に作業部会が立ち上がり、古賀市独自の豊かな計画となるよう、文化芸術団体へのアンケート・ヒアリング等において、多くの意見を聞き、計画の具体化を図っていきました。

年度	活 動 内 容
H20 (2008)	・古賀市文化芸術振興条例 策定
H21 (2009)	・古賀市文化芸術審議会 設置 条例の内容の学習及び古賀市の文化芸術について
H22 (2010)	・第4次古賀市総合振興計画について ・古賀市の文化芸術の現状と課題について
H23 (2011)	・文化芸術振興計画作業部会 設置 ・作業部会において、文化芸術団体等へのアンケート・ヒアリング等をおこなう ・現状と課題整理 ・作業部会の内容を審議会にて協議
H24 (2012)	・第4次古賀市総合振興計画 始動 ・計画の具体化 ・作業部会の内容を審議会にて協議
H25 (2013)	・パブリックコメント ・ダイジェスト版作成 ・印刷製本
H26 (2014)	・古賀市文化芸術振興計画 策定

4 古賀市文化芸術振興の位置づけ

(1) 市の関係計画等の位置づけ

古賀市では文化芸術の更なる振興をめざし、その方向性を示す古賀市文化芸術振興条例を定め、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置し、文化芸術振興の活性化を図りました。また、平成24(2012)年には、「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとして第4次古賀市総合振興計画を策定し、その計画において古賀市文化芸術振興計画を策定することが明記されました。

第4次古賀市総合振興計画及び古賀市文化芸術振興条例のめざす姿は下記の通りです。

①第4次古賀市総合振興計画

古賀市がめざす、都市イメージ

- 人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち
- 自然と歴史・文化の魅力を未来へつなぎ、こころやすらぐまち
- こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち
- 快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち

文化芸術施策の基本目標

こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり

文化芸術施策の基本方針

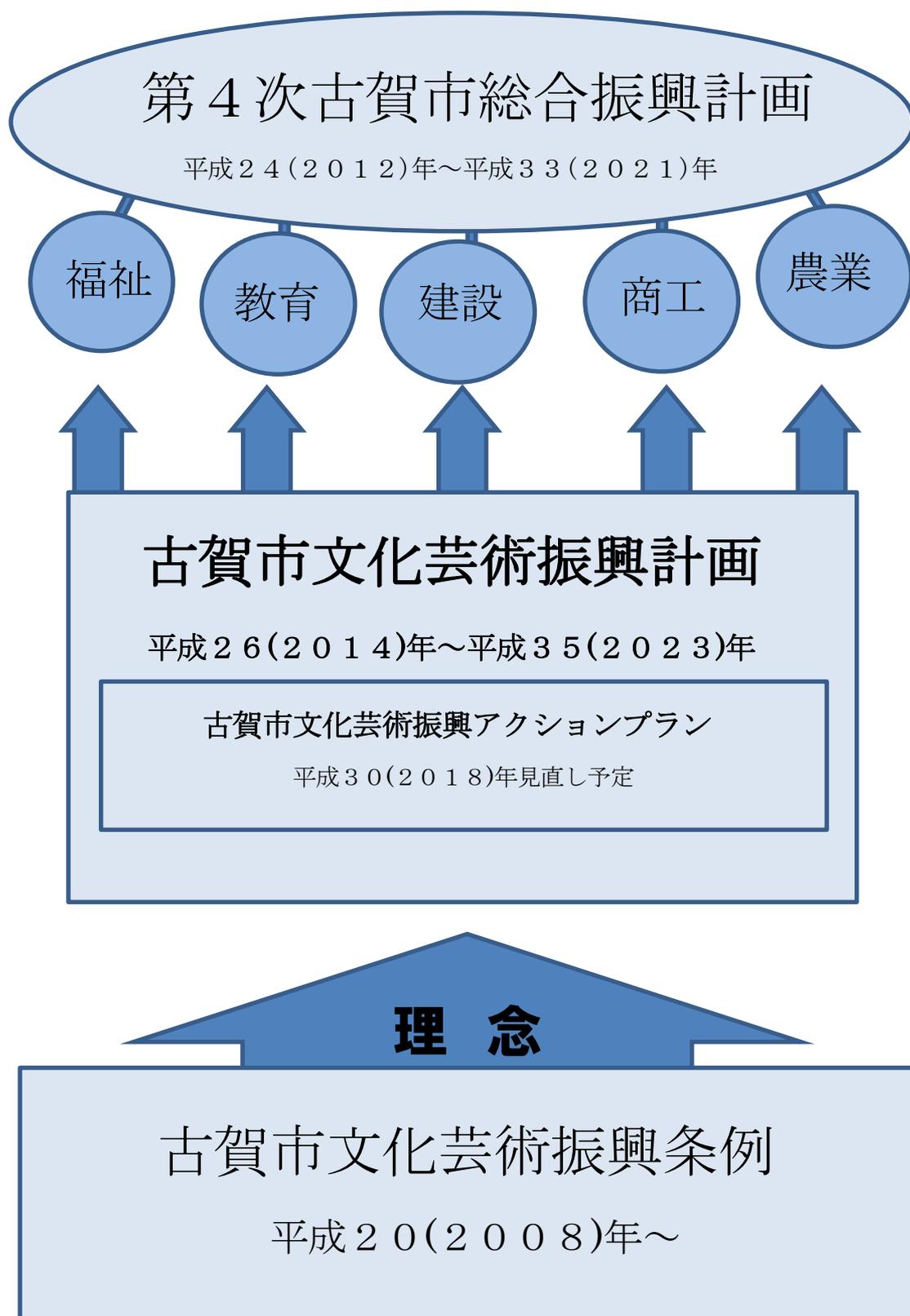
- 地域の人材や資源を活用しながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。

(2) 古賀市文化芸術振興条例

基本理念

- 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということを踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努めなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、市内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

5 古賀市文化芸術振興条例及び第4次古賀市総合振興計画との関係図



第2章 古賀市文化芸術振興計画の考え方

1 目的

文化芸術をいかして人やまちを元気にしよう

第4次古賀市総合振興計画で位置づけられている「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を実現するために、文化芸術の分野では、その力をいかして人とまちを元気にすることに取り組みます。

2 テーマ

「起こす 興す おこす」

文化芸術をとおして、個性を起こし、新たな魅力を興し、誇りをおこす

第1章で述べた古賀市の文化芸術の課題とそれを解決する市の方向性を踏まえ、文化芸術をとおして個性を起こし、新たな魅力を興し、それによって郷土への誇りをおこすことをこの計画のテーマとします。

3 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

- ①本計画は、古賀市文化芸術振興条例の理念を踏まえ、第4次古賀市総合振興計画が掲げる文化芸術の創造と継承の指針とし、文化芸術をいかしたまちづくり※1の実現をめざす計画です。
- ②本計画は、市民・団体・行政が文化芸術をいかしたまちづくりの担い手として、ともに文化芸術振興の推進をおこなうための計画です。
- ③文化芸術の意識の向上を図り、まちづくりや市民活動に文化芸術の力を活用する視点をもつことをめざした計画です。
- ④具体的に実施する内容をまとめたアクションプランを含んだ計画です。

(2) 計画の期間

計画期間を10年計画とします。

平成26(2014)年～平成35(2023)年

※1 本計画におけるまちづくりは、景観や施設整備等ハード面だけでなく、福祉、教育、商工、農業等、古賀市を構成するすべての面を含めた総体を振興していくことを意味します。

4 古賀市文化芸術振興計画の全体図

文化芸術をいかして人やまちを元気にしよう
—文化芸術をとおして、個性を起こし、新しい魅力を興し、誇りをおこす—



本計画における文化芸術の推進は、花畑を育てていくように、豊かな土壌《環境》をつくり、多種多様な種《市民》から、たくましい茎《計画》が伸びて方向性を示し、しっかりと葉《施策》を広げて土から栄養を運び、個性豊かな花《誇り》を咲かせていく様子をイメージしています。

第3章 古賀市文化芸術振興の方策

1 古賀市の個性を起こす

古賀市には、文化芸術（美術・音楽・演劇・伝統芸能等）・文化財・自然景観・まち並み、またそれらに関わる人等、多くの宝が存在しています。

(1) 宝を見つける

① 今ある宝の再認識

これまで古賀市の文化芸術の振興に寄与し、支えてきた文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材は、市民の生活に文化的潤いと豊かさと安らぎをもたらしてきました。

今後、それらの宝が一層輝き、今まで以上にいかされていくような取組が求められます。

○古賀市の文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材の素晴らしさを再認識し、市民が誇れる財産とします。

② 眠った宝を起こす

古賀市には、まだ日常生活の中でその価値が見いだされないまま眠り続けている宝が多くあります。それらの宝を呼び起こしていくことは、古賀市が目指す文化芸術のまちづくりの実現に、大きな役割を果たしていきます。

○生活の中にある「ひと、もの、こと」等、市民にとっては当たり前でも視点を変えると魅力的なものを掘りおこします。

○子どもの視点を取り入れ、地域の魅力等、宝の掘り起こしにあたっては、特に子どもの視点による新たな切り口を大切にします。

(2)宝をいかす

○文化芸術資源、自然景観等の活用策を検討し、文化振興を担う人材の支援として、既存の団体の活性化と新しい団体の創生を支援します。

○市民が文化芸術活動の場としてさまざまな公共施設や民間施設を活発に利用出来るよう、施設活用策や活用に対する支援を検討します。

(3)宝を伝える

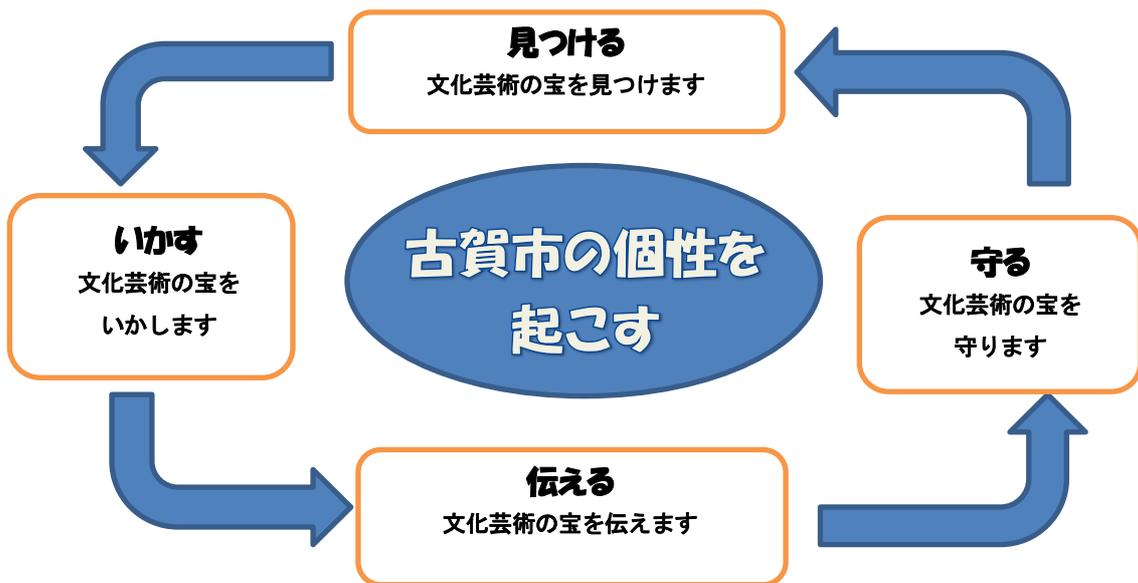
○古賀市が誇れる文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材を市内外の方に知ってもらうため、捉え方・見せ方の工夫をおこない、古賀市の新しい文化的な魅力を広く伝えられるよう積極的に発信します。

(4)宝を守る

○文化芸術資源、自然景観、伝統ある芸能や行事等、またそれらに関する知識、技能、資料等、古賀市の誇れる宝を後世に残すよう努めます。

古賀市の個性を起こす(イメージ)

文化芸術をいかしたまちづくりに向け、市民と行政がともに、「個性を起こすパイラル」を取り組み、豊かなまちづくりを推進していきます。



2 古賀市の新しい魅力を興す

文化芸術がもつ、福祉、教育、観光・産業振興、まちづくり等に貢献出来る力を活用し、古賀市の新しい魅力を創出します。

(1) 人にやさしいまちづくり ～すべての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまち～

○子どもの健やかな育ちのために文化芸術の力をいかし、子育て世代の保護者を対象とした文化芸術事業を展開する、「子育てしやすい文化芸術のまち古賀市」をめざします。

○文化芸術の力をすべての人がよりよく生きるためにいかすと同時に、元気なシニア層のパワーを文化芸術のまちづくりに活用します。

○世代間、市内の各地域間、近隣市町とのつながりや国際交流の場面で文化芸術をつうじた交流を促進します。

○学校と連携して、子どもたちに文化芸術を体験・鑑賞する機会をつくれます。

(2) ざわめきづくり ～観光・産業振興と文化芸術～

○新たな視点で魅力を発見し、市内外に発信します。

○「農」と「芸術」、「商」と「文化」等の異業種を組み合わせることで、お互いの新たな魅力を発見し、活性化を図ります。

○「新たな魅力を発見し、発信できる人材」を養成し、文化の仕掛け人やコーディネーターとしていかします。

3 誇りをおこす

文化芸術をとおして、個性を起こし、新しい魅力を興すことで、自分自身への誇りと古賀市への誇りが生まれます。それは、人生・生活の質(QOL)を高め、自尊感情の高まりにつながり、生きる力となっていきます。

また、その誇りは、古賀市を愛する心となり、地域に貢献する気持ちが生まれ、古賀市ならではの個性ある文化芸術の創造につながります。そして、その気持ちをもって、市民一人ひとりが文化芸術の振興とともにまちづくりを担う一員であることを自覚し、身近な問題に気づき、文化芸術に関わるQOLの向上を意識することで、古賀市文化芸術振興計画の目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にする」ことにつながります。

(1) 文化芸術をとおして、誇りをおこす

- 「起こす」と「興す」の振興に力をいれ、市民一人ひとりが、個人、団体、古賀市への誇りをもち、その気持ちを高められるよう努めます。

(2) おこした誇りを次世代に引き継ぐ

- 自分自身だけで完結せず、培った技能、能力、知識を、周りに発信、伝承、還元するための機会を充実させ、豊かな古賀市を次世代に引き継いでいくことに努めます。

4 環境づくり

文化芸術に関わるさまざまな活動の活性化を図るため、情報の収集・提供、人材育成、ネットワークづくりをおこない、市民参画の視点をもって、交流、連携を促進し、文化芸術において活動しやすい環境づくりを推進します。

(1) 文化芸術活動を支える環境づくり

- 文化芸術に関わる活動をおこなう団体・個人の交流を図り、行政・企業・学校・地域等と連携がもてるように支援をします。
- 文化芸術に関する情報の収集・提供を一元化する等、文化芸術に対するセンター的機能の充実を図ります。
- 福祉、教育、観光・産業振興等、他のジャンルと文化芸術をつなぐ「コーディネーター」の育成をします。
- 古賀市の文化芸術環境について市民が語りあえる場を設け、市民の文化芸術環境の向上を図ります。
- 施設整備をおこない、文化芸術活動がしやすい環境づくりに努めます。

第4章 古賀市文化芸術振興計画の推進について

1 計画の推進

(1) 計画の啓発

本計画は、文化のまちづくりにおいて市民・団体・行政がともに文化芸術の担い手であることを認識し、さまざまな活動を豊かに進め、活力ある地域づくりを推進していこうとするものです。

このため、計画の内容を市民に理解していただき、ともに振興していくために、あらゆる機会を捉えて、計画の内容等について啓発していきます。

(2) 推進状況の確認をする仕組みづくり

本計画の推進は、計画に基づいて策定されたアクションプランにより行われます。

また、アクションプランは、古賀市文化芸術振興条例に基づき設置された古賀市文化芸術審議会によって推進状況を確認していきます。しかしながら、文化芸術の何をもって推進基準とするかはとても難しいものがあり、市民ニーズのみを優先することも、あるいは集客率や収益効果数値のみを追求していくことも、本計画がめざす文化芸術の振興とはかけ離れてしまいます。

このため本計画においては、目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にする」ことに重点を置いて推進状況を確認します。

行政とともに市民一人ひとりが、本計画が示す文化芸術の振興の目的を理解し、意識して行動をおこすことが、数値だけでは捉えきれない文化芸術振興の推進をする上で最も重要であると考えます。

計画 \ 年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
文化芸術振興 アクションプラン	前期開始				推進状況の確認	後期開始				
古賀市文化芸術 振興計画										

資料編

- ①古賀市文化芸術審議会 資料
審議会・作業部会の活動内容
審議会・作業部会の名簿
- ②古賀市文化芸術条例
- ③文化芸術に関する過去10年間の活動

古賀市文化芸術審議会の審議内容

古賀市文化芸術審議会の審議内容			
	回数	開催日	内容
21 年度	第1回	9月30日	・会議運営について、会長・副会長の選出 ・古賀市文化芸術振興条例について、古賀市の現状について
	第2回	2月25日	・古賀市の現状と課題について ・平成22年度の取組と課題について
22 年度	第3回	5月25日	・現状と課題の整理について ・今後の審議会の進め方について
	第4回	8月3日	・第4次古賀市総合振興計画の概要について ・講話「地域における文化芸術の役割について」
	第5回	11月22日	・講話「文化振興基本計画の役割について」 ・みあけ史跡公園の開園について
	第6回	3月29日	・平成22年度の主な文化芸術活動について ・平成23年度のスケジュールについて
23 年度	第7回	5月31日	・平成23年度古賀市文化芸術活動予定について ・作業部会の設置について
	第8回	10月13日	・作業部会報告（文化芸術関係団体アンケート結果について、 審議内容について、今後の作業部会の審議事項について）
	第9回	1月16日	・作業部会報告（文化芸術関係団体ヒアリング結果について、 審議内容について、今後の作業部会の審議事項について）
	第10回	3月29日	・第4次古賀市総合振興計画（議決後）について ・作業部会報告（他都市の事例研究について）
24 年度	第11回	6月25日	・作業部会報告 ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・平成24年度の進め方について
	第12回	3月27日	・（仮称）古賀市生涯学習センター及び周辺施設整備事業設計業務 公募型プロポーザル審査結果について ・作業部会報告 ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・平成25年度の審議会日程及び内容について
25 年度	第13回	5月28日	・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・古賀市文化芸術振興アクションプラン（仮称）について ・平成25年度の審議会日程及び内容について
	第14回	6月21日	・前回審議会の意見を踏まえた対応及び変更ポイントについて ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）について ・古賀市文化芸術振興アクションプラン（仮称）について
	第15回	7月8日	・古賀市文化芸術振興計画（仮称）及び古賀氏文化芸術振興 アクションプラン（仮称）について ・平成25年度の進め方について
	第16回	8月27日	・パブリックコメントで提出された意見及び回答について ・答申（案）について ・平成25年度の審議会日程及び内容について
	第17回	9月24日	・古賀市文化芸術振興計画（案）を市長へ提出

審議会内容

古賀市文化芸術審議会作業部会の審議内容			
	回数	開催日	
23 年 度	第1回	6月24日	・部会長、副部会長選出 ・古賀市文化芸術振興計画（仮称）の考え方
	第2回	7月22日	・アンケート調査について（内容の検討） ※8月23日に15団体へ発送
	第3回	9月30日	・アンケート調査について（結果の分析） ※15団体中12団体より回答を得た
	第4回	11月1日	・アンケート調査を終えた今後の進め方について ・小中学校における文化芸術に関する行事等の実施状況について
	ヒアリング	11月21日	・市民劇団ダイコーン・文化協会・よさこい古賀連・写団こが・エコけん （5団体）
	ヒアリング	11月29日	・アートもん・文化のまちづくりの会・市民吹奏楽団・古賀新宮子ども劇場 （4団体）
	ヒアリング	12月4日	・第九を歌う会・ミュージカルオペラk・i・市民オーケストラ （3団体）
	第5回	12月12日	・ヒアリング結果のまとめ
	第6回	2月17日	・他都市の文化芸術振興計画を参考にした古賀市の振興計画の構想につい て
第7回	3月1日	・古賀市文化芸術振興計画の姿について（KJ法による項目整理）	
24 年 度	第8回	4月24日	・前回（3月）作成した図表へ追加したい項目を整理してまとめる。
	第9回	5月22日	・図表のカテゴリーを整理し、項目をさらに仕分ける。
	第10回	7月24日	・「宝を見つける」の分野の内容を深める。
	第11回	8月21日	・「今あるものの活性化」の分野の内容を深める。
	第12回	9月25日	・「センター機能（研修棟建て替え含む）」の分野の内容を深める。
	第13回	11月6日	・「人にやさしい①②」の分野の内容を深める。
	第14回	12月18日	・「人にやさしい③」「ざわめきづくり」の分野の内容を深める。
	第15回	1月28日	・「宝を見つけ・伝える」の内容を整理する。
	第16回	2月12日	・「今あるものを活性化する」「環境整備の充実」の内容を整理する。
	第17回	2月25日	・「人にやさしい」「ざわめきづくり」の内容を整理する。
25 年 度	第18回	8月20日	・パブリックコメントを受けた古賀市文化芸術振興計画に関する協議 ・提出された意見報告 ・計画及びアクションプランに対する反映について

作業部会内容

古賀市文化芸術審議会委員名簿

NO	名 前	所 属 等	備 考
1	土師 武	元古賀市教育委員会教育委員長	平成21年9月～
2	緒方 泉	九州産業大学美術館教授	平成21年9月～
3	古賀 弥生	NPO アートサポートふくおか代表	平成21年9月～
4	坂崎 隆一	古賀市文化のまちづくりの会	平成21年9月～
5	中山 早由利	NPO 法人古賀新宮子ども劇場	平成21年9月～
6	篠崎 康子	元民生委員(市民公募)	平成21年9月～
7	橋本 京子	コスモス市民講座スタッフ (市民公募)	平成21年9月～
8	結城 俊子	NPO 法人古賀市文化協会会長	平成22年4月～
9	村山 美帰子	古賀市歴史資料館館長	平成25年4月～
10	高田 寿美	古賀竟成館高等学校教諭	平成25年4月～
11	石井 忠	元古賀市歴史資料館館長	平成21年9月～ 平成25年3月
12	岩村 慶悟	元古賀中学校教諭	平成21年9月～ 平成22年4月 平成23年4月～ 平成25年3月
13	石橋 早苗	元古賀中学校教諭	平成22年4月～ 平成23年3月

○古賀市文化芸術振興条例

平成20年12月19日

条例第30号

前文

豊かな自然と人々との交流が古賀市の歴史を刻み、文化を育んできた。

東には西山・犬鳴の山々が連なり、山塊から浸み出した水は、清流となって花鶴川に集まり、玄界灘に注ぐ。

西に広がる玄界灘は、海の十字路と言われ、太古のかなたより大陸・朝鮮半島文化が往来してきたところであり、海に向かって大きく、弧状に広がる海岸は古代から数々の文化を受け入れてきた。この海岸の白砂青松は、防風・防砂林として長い歳月をかけて守り続けられ、河川の両翼に広がる沃野は、古代から今日に至るまで、生活居住地や生産活動の場となっている。

遙か都へ通ずる太宰官道から近世の唐津街道にいたる路は、連綿として文化を運び続け、今日その役割は、国道3号・九州自動車道・鹿児島本線の交通の動脈となって生き続けている。

文化は、人々の生活の向上と共に発展・進化し形成されてきたものであり、そこから生きていく喜びや感性が磨かれ、伝統芸能をはじめ、美術や音楽、文字による表現など多種多様な芸術が生まれた。

うるわしき古賀の風土と歴史に培われ、育まれてきた文化芸術の有形無形の資産は、脈々と私たちの中に流れ続け、蓄積し続けている。こうして受け継がれてきた古賀市民の文化的感性を一層高め、希望に満ちた古賀市の未来を創るため、すべての市民が文化芸術活動に参加し、その恩恵を享受することを願い、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興について基本理念を定め、並びに市、市民及び民間団体等が果たすべき役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、本市における文化芸術の振興を図る施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 美術、音楽、演劇、伝統芸能その他の芸術並びに地域の伝統及び生活に根ざした文化をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内を活動の場とする個人をいう。
- (3) 民間団体等 市内の企業、学校、民間非営利団体及び地域団体等をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということを踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努めなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、市内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び継承を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

(市の役割)

- 第4条 市は、前条の基本理念に基づき、文化芸術の振興を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。
- 2 市は、文化芸術の振興を図るための施策の実施に当たっては、市民及び民間団体等が自主的かつ創造的に活動できるよう、市民及び民間団体等との連携に努めるものとする。
 - 3 市は、実施する各種の施策において、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう配慮に努めるものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、市は、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、広く文化芸術に対する理解を深め、市民相互で連携及び協調して文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

- 第6条 民間団体等は、地域社会の一員であるとの認識の下、自主的に文化芸術活動を行うとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(施策の立案及び実施に係る基本方針)

- 第7条 市は、文化芸術の振興を図る施策の立案及び実施に当たっては、第3条及び次に掲げる事項を基本とし、各施策の計画的な推進を図るものとする。
- (1) 地域の文化芸術に係る資源及び人材を活用し、個性と魅力に富んだ特色ある文化芸術活動を促進するとともに、国内外との文化芸術に係る交流を図ること。
 - (2) 優れた文化芸術に触れる機会の提供その他青少年が自主的に文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図り、幅広い文化芸術の担い手を育成すること。
 - (3) 文化財並びに地域固有の文化芸術を将来にわたって保存し、及び次世代に継承すること。

(審議会の設置)

- 第8条 市における文化芸術の振興を推進するため、古賀市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申する。
 - 3 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
 - 5 委員は、文化芸術に関し識見を有する者、市民及び民間団体等を代表する者のうちから、市長が委嘱する。

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

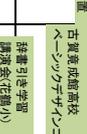
(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[省略]

分類	西暦 (和暦)	2001													2002													2003													2004													2005													2006													2007													2008													2009													2010													2011													2012													2013																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469

分類	西暦	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	和暦(甲子)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
文化の人材育成や活動基盤整備、気運づくり	歴史資料館で博物館学習実習の受入開始	文化財保護20周年	文化財保護審議会設置				文化協会がNPO法人格を取得	青少年ラジオリレー	文化芸術審議会設置	文化財保護の集い	市民活動支援センター(委託)	市民活動支援センター(直営)	文化協会30周年	文化協会の公募型補助金制度の開始
	古賀西小校区育成会 砂の芸術	花見小学校 砂の芸術					古賀西小学校 サンドアート(砂の芸術)事業	古賀市文化のまちづくり委員会						
青少年文化芸術体験事業	土曜絵画教室	PIA広場講座					子ども美術館	子ども美術館	子ども美術館	子ども美術館	子ども美術館	子ども美術館	子ども美術館	子ども美術館
	少年の船(沖繩県・鹿児島県など) 図書館 とよおははじ余一赤ちんおははじ余一小さい子のおははじ余													
学校教育の動き														
社会教育の動き														
国や県、公益法人等と協働した文化芸術事業(鑑賞・人材育成)														
うち 県民文化祭(鑑賞事業) 国民文化祭アワコズ福岡														
うち 県民文化祭(創造事業)														



古賀市文化芸術振興計画ができました



文化芸術
振興計画って何？

それはね、文化や芸術で古賀市や、住んでいる人たちを元気にしようという計画のことよ。



文化芸術には
どんなものがあるの？

文化芸術は、音楽や演劇、写真や絵画、文化財や祭だけじゃなく、映画やファッション、ポップミュージックだって文化芸術なんだよ。



文化芸術って
なんだか難しそう。
私には無理かな？

そんなことはないよ。歌ったり、物を作ったり、おしゃれを楽しんだり、普段していることも、文化芸術なんだ。文化芸術はいつもみんなの身近にあるんだよ。



文化芸術で、
本当にまちや人が
元気になるのかな？

あなたも、2011年3月11日におきた東日本大震災を知っているでしょう。本当に、多くの人々が傷つき、日本全体が元気をなくしたよね。でもあの時、音楽や絵画、芸能や祭、文学等のさまざまな文化芸術活動が、多くの人々の心を励まし、元気付けたのよ。文化芸術は大きな力をもってるのね。



ぼくたちも何か
出来ること
あるのかな？

まずは、文化芸術を好きになって、いっぱい楽しんでほしいな。積極的に文化芸術に関わっていくことが大切だよ。



まずは文化芸術をとおして自分が、楽しみ、元気になり、輝くことでだんだん人やまちが元気になっていくんだね。そのために、古賀市民や文化芸術活動をおこなっている団体や行政が力をあわせていくことが大切なんだね。



古賀市文化芸術振興計画の大切なキーワードは、**これだ!**

起こす・興す・おこす

～文化芸術をととして個性を起こし、新しい魅力を興し、誇りをおこす～

環境づくりを丁寧に進め、計画によってみんなが同じ方向を向き、さまざまな体験から個性を起こして、新しい発想で魅力を興していくと、大きな誇りの花が咲くよ。

大きな花が咲くと、立派な種ができるね。その種を大切に育てて、次の世代にも豊かな古賀市を引き継ぐため、大きな花を咲かせましょう。

種



古賀市には、誇れる宝がいっぱいあるよ。その宝をもっと輝かせよう。そして、まだ気づかれていない、眠ったままの宝をどんどん起こして、個性豊かな古賀市にしよう。

文化芸術を観光や産業振興にいかし、すべての人が文化芸術を楽しめるまちにしよう。そのためにも、古賀市の新しい魅力をいっぱい発見することが大切だね。

誇りをおこす

個性を
起こす

新しい魅力
を興す

古賀市文化芸術振興計画



環境づくりは、施設整備などのハード面だけではなく、人や仕組みづくり等のソフト面も含まれるよ。

この計画は、文化芸術をいかして人やまちを元気にすることを目的にしているよ。みんなで力を合わせて古賀市を盛り上げていこう。

環境づくり

古賀市文化芸術振興計画のまちづくりのイメージは、植物を育てるイメージです。

～古賀市文化芸術振興計画策定までの流れ～

古賀市では平成20(2008)年に、文化芸術の更なる振興をめざし、その方向性を示す古賀市文化芸術振興条例を定め、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置し、文化芸術振興の活性化を図りました。また、平成24(2012)年4月には、「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとして第4次古賀市総合振興計画を策定し、その計画において古賀市文化芸術振興計画を策定することが明記され、平成26(2014)年に完成しました。

古賀市文化芸術振興計画概要

誇りをおこす

文化芸術をとおして、個性を起こし、新しい魅力を興すことで、誇りが生まれます。その誇りは、人生・生活の質(QOL)を高め、自尊心の高まりにつながり、生きる力となっていきます。また、自身や古賀市に対する誇りから地域に貢献する気持ちが生まれ、本計画の目的である「文化芸術をいかして人やまちを元気にすること」につながります。そのためにも「起こす」「興す」の振興に力をいれ、おこした誇りを次世代へ引き継いでいけるよう努めます。

文化芸術をとおして誇りをおこす

○「起こす」と「興す」の振興に力をいれ、市民一人ひとりが、個人、団体、古賀市に対する誇りをもち、その気持ちを高められるよう努めます。

おこした誇りを次世代に引き継ぐ

○自分自身だけで完結せず、培った技能、能力、知識を、周りに発信、伝承、還元するための機会を充実させ、豊かな古賀市を次世代に引き継いでいくことに努めます。

古賀市の個性を起こす

古賀市には、文化芸術、文化財、自然景観、またそれらに関わる人など、多くの宝が存在します。これまで古賀市に寄与し、支えてきた宝をより一層輝かせ、いかしていくとともに、まだその価値が見出されず眠ったままの宝を呼び起こしていくことに努めます。

古賀市の新しい魅力を興す

文化芸術がもつ、福祉、教育、観光・産業振興、まちづくり等に貢献出来る力を活用し、古賀市の新しい魅力を創出します。

	今ある宝を再認識する	眠った宝を起こす	人にやさしいまちづくり ～すべての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまち～	ざわめきづくり ～観光・産業振興と文化芸術～
見つけ	○古賀市の文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材の素晴らしさを再認識し、市民が誇れる財産とします。	○生活の中にある「ひと、もの、こと」等、市民にとっては当たり前でも視点を変えると魅力的なものを掘りおこします。 ○子どもの視点を取り入れ、地域の魅力等、宝の掘り起こしにあたっては、特に子どもの視点による新たな切り口を大切にします。	○子どもの健やかな育ちのために文化芸術の力をいかし、子育て世代の保護者を対象とした文化芸術事業を展開する「子育てしやすい文化芸術のまち古賀」をめざします。	○新たな視点で魅力を発見し、市内外に発信します。
いかす	○文化芸術資源、自然景観等の活用を検討し、文化振興を担う人材の支援として、既存の団体の活性化と新しい団体の創生を支援します。 ○市民が文化芸術活動の場としてさまざまな公共施設や民間施設を活発に利用出来るよう、施設活用策や活用に対する支援を検討します。		○文化芸術の力をすべての人がよりよく生きるためにいかすと同時に、元気なシニア層のパワーを文化芸術のまちづくりに活用します。	○「農」と「芸術」、「商」と「文化」等の異業種を組み合わせることで、お互いの新たな魅力を発見し、活性化を図ります。
伝える	○古賀市が誇れる文化芸術資源、自然景観、文化芸術の振興を担う人材を市内外の方に知ってもらうため、捉え方・見せ方の工夫をおこない、古賀市の新しい文化的な魅力を広く伝えられるよう積極的に発信します。		○世代間、市内の各地域間、近隣市町とのつながりや国際交流の場面で文化芸術をつうじた交流を促進します。	○「新たな魅力を発見し、発信できる人材」を養成し、文化の仕掛人やコーディネーターとしていかします。
つなぐ	○文化芸術資源、自然景観、伝統ある芸能や行事等、またそれらに関する知識、技能、資料等、古賀市の誇れる宝を後世に残すよう努めます。		○学校と連携して、子どもたちに文化芸術を体験・鑑賞する機会をつくります。	

環境づくり

文化芸術に関わるさまざまな活動の活性化を図るため、情報の収集・提供、人材育成、ネットワークづくりをおこない、市民参画の視点をもって、交流、連携を促進し、文化芸術において活動しやすい環境づくりを推進します。

- 文化芸術に関わる活動をおこなう団体・個人の交流を図り、行政・企業・学校・地域等と連携がもてるように支援をします。
- 文化芸術に関する情報の収集・提供を一元化する等、文化芸術に対するセンター的機能の充実を図ります。
- 福祉、教育、観光・産業振興等、他のジャンルと文化芸術をつなぐ「コーディネーター」の育成をします。
- 古賀市の文化芸術環境について市民が語りあえる場を設け、市民の文化芸術環境の向上を図ります。
- 施設整備をおこない、文化芸術活動がしやすい環境づくりに努めます。

ンを起こしていきましょう



環境づくりをしよう

- ・自己の経験や体験をいかすために、人材登録をおこなうように努めよう。
- ・文化芸術をいかした生活環境をつくらう。

誇りをおこそう

- ・文化芸術活動をとおして、自己の個性を起こし、魅力を興して元気になるう。

- ・文化芸術に関するイベント、団体の活動等の情報を収集し、提供しよう。
- ・文化芸術活動団体同士の意見交流の場を設け、団体間のネットワークをつくらう。

- ・文化芸術活動をとおして、団体の個性を起こし、魅力を興して団体の誇りをおこそう。
- ・活動を次世代に引き継ごう。

- ・公募型補助金の募集をいかし、文化芸術活動団体の活性化を図ります。
- ・生涯学習センターの整備をおこないます。
- ・古賀市文化芸術振興プロジェクトを全戸配布し、啓発をおこないます。

- ・文化芸術活動をとおして、古賀市の個性を起こし、魅力を興して、豊かで誇れるまちづくりを推進します。
- ・誇り高い豊かな古賀市を次世代に引き継いでいきます。

- ・文化芸術に関する情報の収集・提供を一元化する等の、センター的機能を担う拠点の整備をおこないます。
- ・地域に文化芸術活動を推進する人材を育成します。
- ・文化芸術に関するネットワークづくりを支援します。
- ・本計画をさまざまな機会に啓発をおこない、文化芸術に関する意識啓発をおこないます。
- ・文化財の保存、継承、整備を行います。



お気軽に、お声かけください(お問い合わせ先)

古賀市主催 文化芸術事業について	古賀市生涯学習推進課	092-942-1347
リーバンスプラザ・研修棟について	古賀市中央公民館	092-942-1931
文化財について	サンソレアこが(文化財係)	092-940-2683
歴史文化資料について	古賀市立歴史資料館	092-944-6214
コスモス市民講座について	古賀市市民活動支援センター	092-692-5117
市民活動支援・人材登録について	古賀市市民活動支援センター	092-692-5117
市民・団体がおこなう文化活動について	古賀市文化協会	092-944-2778
古賀市の観光について	古賀市商工政策課	092-942-1176
青少年活動や児童館について	古賀市青少年育成課	092-942-0901
図書について	古賀市立図書館	092-942-2561
学校教育について	古賀市学校教育課	092-942-1130
文化芸術の相談窓口について	古賀市生涯学習推進課	092-942-1347